

秋田県警察指定捜査員運用要綱の一部改正について（例規）

令和2年3月10日付け

この要綱は、重要犯罪事件等の早期解決を図るため、事件捜査の専門的知識等を有する者のうち警察本部長が指定する者の組織的な運用に関し必要な事項を定めたものであるが、適切な初動捜査を遂行するための知識及び技能の習得を任務とすることを明確化するとともに、性犯罪に適切に対応できるようにするなど、規定を見直したものである。